

平成24年 藤枝市議会2月定例会

総務消防委員会委員長報告書

(議案審査)

平成24年3月16日

[本 会 議]

総務消防委員会に付託されました、議案11件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第22号議案「藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第23号議案「藤枝市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「地方公営企業法の全部適用への移行後、別表に該当する人はいるか伺う。」という質疑があり、これに対して、「現在のところ、該当する人はいない。」という答弁がありました。

このほか特に御報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第24号議案「藤枝市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」及び第25号議案「藤枝市職員定数条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第26号議案「藤枝市部設置条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「分掌事務の財産管理に関すること、及び情報化に関することの所管が、それぞれ企画財政部、総務部の所管となったが、その理由について伺う。」という質疑があり、これに対して、「財産管理に関することについては、これまで、市本庁舎については管財課、出先機関については、それぞれの所管課で営繕・修繕等の管理をしてきたが、平成24年度からは、管財課で同一の基準による営繕・修繕等を目指し、一元的な営繕管理システムを構築するものである。それに伴い、市全体の施設の全管理を政策・予算と整合性がとれた形で行っていく必要があることから、企画財政部に所属させることとしたものである。

また、情報化に関することについては、平成24年度に災害時被災者支援システムを導入し、危機管理に関するシステム管理を行っていくことから、危機管理課が所属している総務部に所属させ、効率的、効果的な業務を行っていくものである。」という答弁がありました。

このほか特に御報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第27号議案「藤枝市税条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

特に御報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第28号議案「藤枝市郷土博物館条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

初めに、「博物館法では、博物館協議会の設置は義務付けられているのか伺う。」という質疑があり、これに対して、「協議会を設置できるという規定になっている。平成23年度からの博物館の直営化にあたり、博物館の管理運営については、幅広く市民の意見を聞く中で、行ってきたいという趣旨で、現在、協議会を設置している。」という答弁がありました。

次に、「今回の改正により、本市としての独自性を委員の選考のあり方という形の中で、どのように図っていくか伺う。」という質疑があり、これに対して、「博物館の目的の一つ

が、教育日本一との関連で、学校教育と連携した博物館の管理運営を考えていることから、現在の委員の選考については、基準の全てを網羅する中で、教育部門を厚くすることで独自性を出している。将来的には、本市に見合った基準に、改善していく余地があると考えている。」という答弁がありました。

このほか特に御報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第29号議案「藤枝市火災予防条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

一委員より、「新規対象の危険物は何か伺う。併せて、市内に新規対象の危険物を取り扱う施設があるか伺う。」という質疑があり、これに対して、「新規対象危険物は、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物であり、衣服の漂白剤、台所用品の除菌漂白剤として液体に溶かして使われている物質である。取り扱う施設としては、クリーニング店があるが、使用量のごくわずかであることから、今回の条例改正の中で規制する対象にはならない。」という答弁がありました。

このほか特に御報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第30号議案「藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例」のうち、本委員会に分割付託されました条項について、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第48号議案「市有財産（岡部支所庁舎の一部）の無償貸付けについて」、申し上げます。

一委員より、「貸付期間を10年間とした理由について伺う。」という質疑があり、これに対して、「藤枝市財務規則第221条に普通財産の貸付期間が定められており、それによると15年を超えることができないとなっている。また、クリーンセンターの新設を進めていく中で、完成と高柳からの移転を1つの目安として、10年間としたものである。」という答弁がありました。

このほか特に御報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第52号議案「志太広域事務組合規約の変更について」、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。